【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（密接な関係を有する会社）

**第四条の四**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下　同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

３　前二項の場合において、これらの規定に規定する者が所有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の四**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下　同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

３　前二項の場合において、これらの規定に規定する者が所有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（改正前）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の四**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下　同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（３　新設）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の四**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下　同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（改正前）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の七**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第六条の二第一項第五号及び第六号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の七**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第六条の二第一項第五号及び第六号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（改正前）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の七**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第七条第五項第二号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（密接な関係を有する会社）

**第四条の七**　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第七条第五項第二号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

２　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（改正前）

（新設）